

別表第六号(第十九条関係)

(表 面)

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

身 体 障 害 者 福 祉
検 査 証

(裏面)

<p>第 号 令和 年 月 日交付</p> <p>都道府県知事(市長) 印</p> <p>職 名 氏 名</p>	<p>身体障害者福祉法(抄) (報告の徴収等)</p> <p>第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--	--

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。